

○ 銀行等の株式等の保有の制限に関する内閣府令第五条及び第七条第六項の規定に基づく銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整等（平成十四年一月三十一日金融庁告示第十四号）

改正案

現行

(銀行)

第一条 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号。以下「法」という。）第二条第一号に掲げる者（法第三条第三項に規定する外国銀行支店を除く。次項において「内国銀行」という。）の必要な調整を加えた自己資本の額は、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）第五条に規定する基本的項目の額とする。

2 前項の基本的項目の額の算定に当たっては、内国銀行が特定子会社等（銀行等の株式等の保有の制限に関する内閣府令（以下「保有の制限に関する府令」という。）第一条第二項に規定する特定子会社等をいう。以下同じ。）を連結子会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第二条第三号に規定する連結子会社をいう。以下同じ。）としている場合における当該特定子会社等については、連結の範囲に含まれないものとし、当該内国銀行の保有の制限に関する府令第四条第一項第二号に掲げる者（以下「持分法適用会社等」という。）の純資産額（貸借対照表上の資産の額から負債の額及び当該内国銀行の連結剰余金のうち当該持分法適用会社等に係るものの金額を控除して得た額をいう。）に当該持分法適用会社等に係る同号に規定する除して得た数（以下「持分比率」という。）を乗じた金額の合計額を加え、その他の他有価証券評価差額調整差益（連結財務諸表規則第四十三条の二第一号に規定するその他有価証券評価差額金が正の値である場合の当該評価差額に当該持分法適用会社等の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表規則」という。）第六十七号第一号に規定するその他有価証券の評価差額（当該持分法適用会社等が財務諸表規則の規定の適用を受けない者である場合にあつては、これに相当する額。）に当該持分法適用会社等に係る持分比率を乗じた金額の合計額を加えた額が正の値である場合の当該加えた額から連結財務諸表規則第四十三条の二第一号に規定するその他有価証券評価差額金が正の値である場合の当該評価差額を控除した額をいう。以下同じ。）を控除するものとする。

(外国銀行支店)

(銀行)

第一条 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号。以下「法」という。）第二条第一号に掲げる者（法第三条第三項に規定する外国銀行支店を除く。次項において「内国銀行」という。）の必要な調整を加えた自己資本の額は、銀行法第十四条の二の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成五年三月大蔵省告示第五十五号。次項において「自己資本比率告示」という。）第四条に規定する基本的項目の額とする。

2 前項の基本的項目の額の算定に当たっては、内国銀行が特定子会社等（銀行等の株式等の保有の制限に関する内閣府令（以下「保有の制限に関する府令」という。）第一条第二項に規定する特定子会社等をいう。以下同じ。）を連結子会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第二条第三号に規定する連結子会社をいう。以下同じ。）としている場合における当該特定子会社等については、連結の範囲に含まれないものとし、当該内国銀行の保有の制限に関する府令第四条第一項第二号に掲げる者（以下「持分法適用会社等」という。）の純資産額（貸借対照表上の資産の額から負債の額及び当該内国銀行の連結剰余金のうち当該持分法適用会社等に係るものの金額を控除して得た額をいう。）に当該持分法適用会社等に係る同号に規定する除して得た数（以下「持分比率」という。）を乗じた金額の合計額を加え、その他の他有価証券評価差額調整差益（当該内国銀行の自己資本比率告示第四条第一項に規定するその他有価証券の評価差額に当該持分法適用会社等の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表規則」という。）第六十八条の二の二に規定するその他有価証券の評価差額（当該持分法適用会社等が財務諸表規則の規定の適用を受けない者である場合にあつては、これに相当する額。）に当該持分法適用会社等に係る持分比率を乗じた金額の合計額を加えた額が正の値である場合の当該加えた額から同項に規定するその他有価証券評価差額を控除した額をいう。）を控除するものとする。

(外国銀行支店)

第二条 法第三条第三項に規定する外国銀行支店の自己資本として定める額は、銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）別紙様式第四号（当該外国銀行支店が同規則第十四条第一項に規定する特定取引動定届出外国銀行支店である場合においては同規則別紙様式第四号の二）中の貸借対照表の利益準備金、繰越利益剰余金及びその他有価証券評価差額金並びに繰延ヘッジ損益の額を合計した金額とする。ただし、その他有価証券評価差額金の額が正の値である場合は、当該評価差額金は考慮しないものとする。

（長期信用銀行）

第三条 法第二条第二号に掲げる者（次項において「長期信用銀行」という。）の必要な調整を加えた自己資本の額は、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成五年三月大蔵省告示第五十六号）第四条に規定する基本的項目の額とする。

2 前項の基本的項目の額の算定に当たっては、長期信用銀行が特定子会社等を連結子会社としてしている場合における当該特定子会社等については、連結の範囲に含まれないものとし、当該長期信用銀行の持分法適用会社等の純資産額（貸借対照表上の資産の額から負債の額及び当該長期信用銀行の連結剰余金のうち当該持分法適用会社等に係るものの金額を控除して得た額をいう。）に当該持分法適用会社等に係る持分比率を乗じた金額の合計額を加え、その他有価証券評価差額調整差益を控除するものとする。

（全国を地区とする信用金庫連合会）

第四条 法第二条第四号に掲げる者（次項において「全国連合会」という。）の必要な調整を加えた自己資本の額は、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）第二十二條に規定する基本的項目の額とする。

2 前項の基本的項目の額の算定に当たっては、全国連合会が特定子会社等を連結子会社としてしている場合における当該特定子会社等については、連結の範囲に含まれないものとし、当該全国連合会の持分法適用会社等の純資産額（貸借対照表上の資産の額から負債の額及び当該全

第二条 法第三条第三項に規定する外国銀行支店の自己資本として定める額は、銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）別紙様式第四号（当該外国銀行支店が同規則第十四条第一項に規定する特定取引動定届出外国銀行支店である場合においては同規則別紙様式第四号の二）中の貸借対照表の利益準備金、当期未処分利益及び評価差額金の額を合計した金額とする。ただし、評価差額金の額が正の値である場合は、当該評価差額金は考慮しないものとする。

（長期信用銀行）

第三条 法第二条第二号に掲げる者（次項において「長期信用銀行」という。）の必要な調整を加えた自己資本の額は、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成五年三月大蔵省告示第五十六号）次項において「自己資本比率告示」という。）第四条に規定する基本的項目の額とする。

2 前項の基本的項目の額の算定に当たっては、長期信用銀行が特定子会社等を連結子会社としてしている場合における当該特定子会社等については、連結の範囲に含まれないものとし、当該長期信用銀行の持分法適用会社等の純資産額（貸借対照表上の資産の額から負債の額及び当該長期信用銀行の連結剰余金のうち当該持分法適用会社等に係るものの金額を控除して得た額をいう。）に当該持分法適用会社等に係る持分比率を乗じた金額の合計額を加え、その他有価証券評価差額調整差益（当該長期信用銀行の自己資本比率告示第四条第一項に規定するその他有価証券の評価差額に当該持分法適用会社等の財務諸表規則第六十八条の二の二に規定するその他有価証券の評価差額（当該持分法適用会社等が財務諸表規則の規定の適用を受けない者である場合にあつては、これに相当する額。）に当該持分法適用会社等に係る持分比率を乗じた金額の合計額を加えた額が正の値である場合の当該加えた額から同項に規定するその他有価証券評価差益を控除した額をいう。）を控除するものとする。

（全国を地区とする信用金庫連合会）

第四条 法第二条第四号に掲げる者（次項において「全国連合会」という。）の必要な調整を加えた自己資本の額は、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成五年三月大蔵省告示第六十二号）次項において「自己資本比率告示」という。）第十八條に規定する基本的項目の額とする。

2 前項の基本的項目の額の算定に当たっては、全国連合会が特定子会社等を連結子会社としてしている場合における当該特定子会社等については、連結の範囲に含まれないものとし、当該全国連合会の持分法適用会社等の純資産額（貸借対照表上の資産の額から負債の額及び当該全

国連合会の連結剰余金のうち当該持分法適用会社等に係るものの金額を控除して得た額をいう。)に当該持分法適用会社等に係る持分比率を乗じた金額の合計額を加え、その他有価証券評価差額調整差益を控除するものとする。

(銀行持株会社)

第五条 銀行持株会社(法第三条第六項に規定する銀行持株会社をいう。次項において同じ。)の必要な調整を加えた自己資本の額は、銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成十八年金融庁告示第二十号)第五条に規定する基本的項目の額とする。

2 前項の基本的項目の額の算定に当たっては、銀行持株会社が特定子会社等を連結子会社としてしている場合における当該特定子会社等については、連結の範囲に含めないものとし、当該銀行持株会社の持分法適用会社等の純資産額(貸借対照表上の資産の額から負債の額及び当該銀行持株会社の連結剰余金のうち当該持分法適用会社等に係るものの金額を控除して得た額をいう。)に当該持分法適用会社等に係る持分比率を乗じた金額の合計額を加え、その他有価証券評価差額調整差益を控除するものとする。

(長期信用銀行持株会社)

第六条 長期信用銀行持株会社(法第三条第六項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。次項において同じ。)の必要な調整を加えた自己資本の額は、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の九の規定に基づき連結自己資本比率の基準を定める件(平成十年三月大蔵省告示第六十五号)第四条に規定する基本的項目の額とする。

2 前項の基本的項目の額の算定に当たっては、長期信用銀行持株会社が特定子会社等を連結

国連合会の連結剰余金のうち当該持分法適用会社等に係るものの金額を控除して得た額をいう。)に当該持分法適用会社等に係る持分比率を乗じた金額の合計額を加え、その他有価証券評価差額調整差益(当該全国連合会の連結財務諸表規則第四十二条第四項に規定するその他有価証券の評価差額に当該持分法適用会社等の財務諸表規則第六十八条の二の二に規定するその他有価証券の評価差額(当該持分法適用会社等が財務諸表規則の規定の適用を受けない者である場合にあつては、これに相当する額。)に当該持分法適用会社等に係る持分比率を乗じた金額の合計額を加えた額が正の値である場合の当該加えた額から自己資本比率告示第十八条第一項に規定するその他有価証券評価差益を控除した額をいう。)を控除するものとする。

(銀行持株会社)

第五条 銀行持株会社(法第三条第六項に規定する銀行持株会社をいう。次項において同じ。)の必要な調整を加えた自己資本の額は、銀行法第五十二条の九の規定に基づき連結自己資本比率の基準を定める件(平成十年三月大蔵省告示第六十二号)次項において「自己資本比率告示」という。)第四条に規定する基本的項目の額とする。

2 前項の基本的項目の額の算定に当たっては、銀行持株会社が特定子会社等を連結子会社としてしている場合における当該特定子会社等については、連結の範囲に含めないものとし、当該銀行持株会社の持分法適用会社等の純資産額(貸借対照表上の資産の額から負債の額及び当該銀行持株会社の連結剰余金のうち当該持分法適用会社等に係るものの金額を控除して得た額をいう。)に当該持分法適用会社等に係る持分比率を乗じた金額の合計額を加え、その他有価証券評価差額調整差益(当該銀行持株会社の自己資本比率告示第四条第一項に規定するその他有価証券の評価差額に当該持分法適用会社等の財務諸表規則第六十八条の二の二に規定するその他有価証券の評価差額(当該持分法適用会社等が財務諸表規則の規定の適用を受けない者である場合にあつては、これに相当する額。)に当該持分法適用会社等に係る持分比率を乗じた金額の合計額を加えた額が正の値である場合の当該加えた額から同項に規定するその他有価証券評価差益を控除した額をいう。)を控除するものとする。

(長期信用銀行持株会社)

第六条 長期信用銀行持株会社(法第三条第六項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。次項において同じ。)の必要な調整を加えた自己資本の額は、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の九の規定に基づき連結自己資本比率の基準を定める件(平成十年三月大蔵省告示第六十五号)次項において「自己資本比率告示」という。)第四条に規定する基本的項目の額とする。

子会社としている場合における当該特定子会社等については、連結の範囲に含まないものとし、当該長期信用銀行持株会社の持分法適用会社等の純資産額（貸借対照表上の資産の額から負債の額及び当該長期信用銀行持株会社の連結剰余金のうち当該持分法適用会社等に係るものの金額を控除して得た額をいう。）に当該持分法適用会社等に係る持分比率を乗じた金額の合計額を加え、その他有価証券評価差額調整差益を控除するものとする。

2 前項の基本的項目の額の算定に当たっては、長期信用銀行持株会社が特定子会社等を連結子会社としている場合における当該特定子会社等については、連結の範囲に含まないものとし、当該長期信用銀行持株会社の持分法適用会社等の純資産額（貸借対照表上の資産の額から負債の額及び当該長期信用銀行持株会社の連結剰余金のうち当該持分法適用会社等に係るものの金額を控除して得た額をいう。）に当該持分法適用会社等に係る持分比率を乗じた金額の合計額を加え、その他有価証券評価差額調整差益（当該長期信用銀行持株会社の自己資本比率告示第四条第一項に規定するその他有価証券の評価差額に当該持分法適用会社等の財務諸表規則第六十八条の二に規定するその他有価証券の評価差額（当該持分法適用会社等が財務諸表規則の規定の適用を受けない者である場合にあつては、これに相当する額）に当該持分法適用会社等に係る持分比率を乗じた金額の合計額を加えた額が正の値である場合の当該加えた額から同項に規定するその他有価証券評価差益を控除した額をいう。）を控除するものとする。